

## 質問に対する回答

### 高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託に伴う公募型プロポーザル

No.	質問内容	回答
1	<p><b>■仕様書 4. 事業内容について</b></p> <p>高山市の過去の広報活動の結果等について知りたく思います。以下 URL 遷移先の「広報活動について～アンケートのまとめ～、平成26年3月版」の最新版はありますか？</p> <p><a href="https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/046/kouhou-matome.pdf">https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/046/kouhou-matome.pdf</a></p>	<p>令和3年度に実施したアンケート結果を公表しております。</p> <p>「高山市まちづくりアンケート調査報告書」の2広報活動について（P23～）をご覧ください。</p> <p><a href="https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/854/03_chousa_kekka.pdf">https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/854/03_chousa_kekka.pdf</a></p>
2	<p><b>■仕様書 4. 事業内容について</b></p> <p>飛騨・高山観光コンベンション協会による飛騨高山観光公式サイトが高山氏サイトとは別に存在し、SNS も Instagram、Twitter、Facebook があります。飛騨高山観光公式サイトとは投稿ネタなどの連携可能でしょうか？また現在どのように役割を分けていらっしゃるか教えてください。</p>	<p>飛騨・高山観光コンベンション協会が開設している SNS は主に誘客に繋げるための投稿内容となっております。今回の事業は市民向けの市政情報の発信になりますので、連携は考えておりません。</p>
3	<p><b>■仕様書 3. 業務期間について</b></p> <p>契約締結が「令和5年1月18日(水)予定」と記載がありましたが、契約締結の後から SNS 投稿作成を開始し、2月初旬に初めての投稿開始～3月末までの運用という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>契約締結後、アカウントがない SNS の開設、投稿記事の作成などを行っていただき、投稿開始は1月中のできるだけ早い時期を予定しています。</p> <p>なお、事業期間は令和5年1月18日～令和6年3月31日となります。</p>
4	<p><b>■仕様書 4. 事業内容</b></p> <p>(3) SNS の発信業務について</p> <p>媒体は、①～⑤を全て活用することが必須でしょうか？効果のためなら媒体を絞って予算を集中投下するというご</p>	<p>①～⑤すべての SNS を活用した情報発信としています。</p>

	判断もあり得ますでしょうか？	
5	<p><b>■プロポーザル実施要領(4)企画提案のプレゼンテーションについて</b></p> <p>企画提案のプレゼンテーションは対面が必須でしょうか？zoomなどの利用は想定されていますか？</p>	対面での審査となります。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によってはオンライン（ZOOM等）での開催も検討します。
6	<p><b>■仕様書 4.事業内容(4)効果の検証について</b></p> <p>効果検証をする前にぜひ現時点の情報を知りたく思っております。現在所有している SNS アカウントのフォロワー属性（居住地や年齢性別など）や数値の分析データ等があればご共有可能でしょうか？</p>	属性のデータ等、共有します。（別添）
7	<p><b>■プレゼンテーションについて</b></p> <p>高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 プロポーザル実施要領」2頁（1）②において、「企画提案書（任意様式、15 ページ以内）」とあります。</p> <p>当該記載は、プレゼンテーション当日は「企画提案書説明：約 20 分」に収まれば、補足資料含め 15 ページを上回っての提案は可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>審査会は企画提案書を使用した説明とし、補足資料など他の資料の提出はできません。</p> <p>ただし、企画提案書に補足資料を含め 15 ページ以内での提案は可能です。</p>
8	<p><b>■SNS での周知の方法について</b></p> <p>「高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 仕様書」1 頁 4 において、「記事内容や配信方法を改善し、フォロワー数やリーチ数等の増加を目指す」と記載があります。</p> <p>当該記載は、周知の方法として、有料広告の利用、またインフルエンサーなどのキャスティングは提案可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	契約限度額内での提案でしたら可能です。

9	<p><b>■SNS での周知の方法について</b></p> <p>「高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 仕様書」1 頁 4 において「発信は各 SNS の特性(属性・発信方法)を活かし、効果的なタイミングで行う」と記載があります。</p> <p>当該記載は、立ち上げた SNS の URL などを HP に掲載いただくことは提案可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>提案可能です。</p> <p>開設した SNS も市ホームページに掲載します。</p> <p>(広報WEB版)</p> <p><a href="https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000059/1005410.html">https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000059/1005410.html</a></p>
10	<p><b>■SNS での周知の方法について</b></p> <p>「高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 仕様書」1 頁 4 において「発信は各 SNS の特性(属性・発信方法)を活かし、効果的なタイミングで行う」と記載があります。</p> <p>当該記載は、SNS アカウントの周知のための紙媒体を公共施設(役所など)に置くことは提案可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>提案可能です。</p>
11	<p><b>■SNS での周知の方法について</b></p> <p>「高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 仕様書」1 頁 4 (3) において「投稿へのコメントがあれば、回答内容を作成し市に確認後、迅速に返答を行うこと」と記載があります。</p> <p>当該記載は、コメントに対して返信する・しないの線引きを決め運用することは提案可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>提案可能です。</p> <p>ただし、運用方法については市と協議し、承認を得た運用で実施していただきます。</p>
12	<p><b>■採点基準について</b></p> <p>「高山市 SNS を活用した情報発信事業業務委託 プロポーザル審査表」において、「企画提案(必須)」と記載があります。</p> <p>この点につきまして、全ての SNS に同様に力をいれた提案が必要でしょうか？</p> <p>当該記載は、採点基準として、すべての</p>	<p>掲載してある全ての SNS を活用した提案をお願いします。</p> <p>ただし、掲載頻度等に強弱があっても、それが媒体の特性を活かした提案で、かつ効果的な成果が期待できるものとなっていれば問題はありませんし、採点基準も同様となります。</p>

	<p>SNSは満遍なく行うべきであり、実施の割合に差異がある場合、点数は下がるものとの理解で宜しいでしょうか。</p>	
<p>1 3</p>	<p><b>■本業務で使用した写真やイラスト、デザインなどの著作権について</b></p> <p>「高山市SNSを活用した情報発信事業業務委託 仕様書」2頁7(2)において、「本業務で使用した写真やイラスト、デザインなどの著作権は、すべて市に帰属するものとする。」という記載があります。</p> <p>当該記載は、本業務の遂行過程で新たに得られた完成品の著作権について述べるものであり、受託者が従前から保有していた素材等の著作権の帰属について、変更を及ぼすものではないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>1 4</p>	<p><b>■プレゼンテーションについて</b></p> <p>「高山市SNSを活用した情報発信事業業務委託 プロポーザル実施要領」2頁(1)②において、「企画提案書(任意様式、15ページ以内)」とあります。</p> <p>一方で、「高山市SNSを活用した情報発信事業業務委託プロポーザル審査要領」(4)②において、「提出済の書類に添付していない資料等を新たに提出することは不可とする。ただし、プレゼンテーション画面を出力した資料は除く。」とあります。</p> <p>当該記載は、下記の認識で正しいでしょうか？</p> <p>例えばワードで作成した15ページ以内の提出済みの企画提案書と、別途パワーポイントなどで作成したプレゼンテーションのデータの両方とも存在する。</p> <p>このプレゼンテーション画面を出力した</p>	<p>プレゼンテーション画面を出力したものを印刷して、審査会当日に配付することは可能です。</p> <p>ただし、企画提案書の内容を逸脱しないこと(企画提案書記載内容に関する詳細説明・補足は可)とし、追加の資料は提出できません。</p>

	資料は、提出済みの企画提案書（15 ページ以内）と別で印刷して、プレゼンテーション当日に持参が可能。	
--	--	--